

岡山市高齢者等配食サービス事業 (まごころ給食)実施事業者募集要項

1 事業目的

本事業は、日常生活を営む上で援護を必要とする在宅の一人暮らし高齢者及び重度 心身障害者等を対象に、栄養バランスに配慮した食事を居宅まで定期的に提供することにより、食生活の安定と改善及び健康の増進を図るとともに、身体的、精神的負担を軽減することにより、福祉の増進に資することを目的とする。

2 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、令和8年4月1日時点において、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）役務部門の「大分類112 給食、小分類A 給食等調理・配食サービス」の業務種目にて有資格者名簿に登載されていること。
- (3) 事業に関して法令上必要とする許可等を受けていること。
- (4) 調理から配達及び安否確認業務までの一連の業務すべてを事業者の責任において実施できること。ただし、事業者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、業務の質が確保される場合には次のいずれかを第三者に委託することは差し支えない。
 - ・調理業務（食事の質が確保される場合）
 - ・配達及び安否確認業務（配達及び安否確認業務の適正な実施が確保される場合）
- (5) 管理栄養士等の作成したメニューに基づいて調理した食事を提供できること。
- (6) 実施地区一覧（別紙1）のうち、「中学校区が10地区以上」かつ「旧支所管轄の地区が5地区以上」において事業実施が可能であること。ただし、興除・香和・上道・足守・瀬戸・光南台・灘崎・御津中学校区及び山南学園区内に主たる事業所がある法人、

団体又は個人事業主の実施事業者については、地域の実情に応じた持続可能な配食サービスの提供と効率的な事業の実施に必要であると市長が認めた場合は、この限りでない。

(7) 昼食 1 食 6 4 0 円程度（委託料 2 4 0 円程度＋利用者負担 4 0 0 円程度 ※食材料費・配達料・安否確認料等、消費税及び地方消費税込み）で事業実施が可能であること。

ただし、興除・香和・上道・足守・瀬戸・光南台・灘崎・御津中学校区及び山南学園区については、事業実施体制の維持にかかる経費を別途固定費として支払う（別紙 2）。

※予算措置状況等により、上記委託条件に変更が生じる場合あり。

(8) 事業目的に賛同し、岡山市が定める仕様書を遵守できること。

3 実施地区

実施地区一覧（別紙 1）のとおり

※実施地区一覧のうち、「中学校区が 1 0 地区以上」かつ「旧支所管轄の地区が 5 地区以上」において事業を実施すること。ただし、興除・香和・上道・足守・瀬戸・光南台・灘崎・御津中学校区及び山南学園区内に主たる事業所がある法人、団体又は個人事業主の実施事業者については、地域の実情に応じた持続可能な配食サービスの提供と効率的な事業の実施に必要であると市長が認めた場合は、この限りでない。

4 実施時期

令和 8 年 4 月 1 日開始予定

5 説明会の開催

(1) 開催日時・場所

令和 7 年 1 2 月 9 日（火） 1 4 : 0 0 から 1 5 : 0 0 ・岡山市役所 8 階中会議室

(2) 開催方法

対面開催

(ア) 新たに事業を実施しようとする事業者

新たに事業を実施しようとする事業者は、必ず説明会に出席し、(5)に従い市長が指定する期日までに①提出書類に規定する書類を提出し、その後、市の設置する岡山市高齢者等配食サービス事業審査会（以下「審査会」という。）において食事サンプルの

提示をすること。

※説明会に出席しなかった事業者は、この事業に参加できない。

(イ) 令和7年度まごころ給食受託事業者

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において、まごころ給食を実施している者のうち、「令和8年4月以後、事業実施地区等の変更を希望するもの」又は「令和8年3月31日でまごころ給食実施事業者名簿（以下「事業者名簿」という。）の掲載有効期間が満了となるもの」は、必ず説明会に出席し、（5）に従い市長が指定する期日までに①提出書類に規定する書類を提出し、その後、審査会において食事サンプルの提示をすること。

(3) 説明会参加申込書の提出

参加を希望する事業者は、必ず令和7年11月17日(月)午前9時から令和7年12月4日(木)午後5時までの間に説明会に出席する旨を、岡山市高齢者等配食サービス事業参加希望事業者説明会 参加申込書（別紙3）の様式にて、電子メール又はファクシミリの方法で申し出ること。なお、いずれの方法による場合でも、電話で到達の確認を行うこと。

(4) 質問の受付期限及び方法

(ア) 説明会前の質問

令和7年11月28日（金）午後5時までに電子メール又はファクシミリの方法で行うこととし、それ以外の方法によるものは受け付けない。また電子メールによる場合は、メールの件名を「【参加質問】岡山市高齢者等配食サービス事業（まごころ給食）実施事業者募集」とすること。なお、いずれの方法による場合でも、電話で到達の確認を行うこと。

(イ) 質問の回答掲載期間及び方法

令和7年12月1日（月）午後1時から令和7年12月9日（火）午後5時まで
岡山市ホームページ（高齢者等配食サービス実施事業者募集）に掲載する。

(ウ) 説明会当日に説明会会場で直接受付した質問への回答掲載期間及び方法

令和7年12月12日（金）午後1時から令和8年1月16日（金）午後5時まで

岡山市ホームページ（高齢者等配食サービス実施事業者募集）に掲載する。

（５）まごころ給食実施事業者参加申請書類等

説明会開催後、市長が指定する期日までに下記①の書類を提出し、その後、審査会において食事サンプルの提示を行うこと。

① 提出書類

（ア）参加届

（イ）提案書

衛生管理体制、食事の特徴、安否確認体制、緊急時の対応、実績、セールスポイント等

（ウ）事業者が調理業務を第三者に委託する場合、業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、食事の質が確保されることが立証できる書類

（エ）事業者が配達及び安否確認業務を第三者に委託する場合、業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、適切に業務を実施できることが立証できる書類（第三者との委託契約書、配達及び安否確認業務に関する指導内容が分かる研修資料など）

（オ）営業許可証の写し及び管理栄養士等免許証の写し

（カ）検便成績表（直近３ヶ月分の検査結果を３回分以上）及び食品衛生監視票

（キ）献立表（昼食）

１食あたりの単価６４０円程度の高齢者向け普通食で、管理栄養士等が作成した一週間分の献立表（カロリー表示されたもの）

② 食事サンプルの提示

高齢者向けの普通食で１食あたりの単価６４０円程度の食事を実際の配達時と同じ容器に盛りつけて提示すること。（単価は、配達及び安否確認業務料等、消費税及び地方消費税込みの金額とする。）ただし、興除・香和・上道・足守・瀬戸・光南台・灘崎・御津中学校区及び山南学園区内に主たる事業所がある法人、団体又は個人事業主の実施事業者については、やむを得ない事由と市長が認めた場合に限

り、最寄りの支所（御津支所・建部支所・瀬戸支所・灘崎支所の総務民生課）への提示を可とする。

6 高齢者等配食サービス事業審査委員会

（１）市長がまごころ給食実施事業者の選定を行うにあたっては、審査会を設置することができる。審査会は、参加申請のあった事業者の評価選定を行い、市長に評価選定内容を報告するものとする。

（２）審査会の組織及び運営に必要な事項は、市長が別に定める。

7 事業者の選定方法

（１）市長は、参加申請のあった事業者について、審査会の評価選定結果をもとに、まごころ給食実施事業者を選定する。

（２）興除・香和・上道・足守・瀬戸・光南台・灘崎・御津中学校区及び山南学園区については、実施希望事業者数が上限数（地区毎に予算の範囲内で市長が定める数）を上回る場合、市長はまごころ給食受託実績や調理可能数等により実施事業者の選定を行う。

（３）事業実施体制の維持にかかる経費を別途固定費として支払うものとするが、実施事業者上限数を設定するため、実施地区の希望に沿えない場合がある。（別紙２参照）

（４）市長は（１）から（３）の規定により実施事業者の選定を行った場合、申請者に対して書面で通知する。

8 その他

（１）食事サンプルの提示及びその他書類提出にかかる経費は、参加事業者の負担とする。

（２）今回の選定は、事業者名簿を作成するために行うものとする。

（３）実施事業者選定の効力は、７（４）に規定する通知をもとに事業を開始してから３年目の会計年度の末日までとする。

（４）説明会や審査会の実施内容等に変更が生じた場合は、その都度ホームページ等へ掲載する。

（５）配達及び安否確認業務を第三者に委託する場合、業務を確実に履行するため、岡山市と事業者で配達及び安否確認業務に関する覚書を締結する。

9 問い合わせ先・書類等提出先

〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号

岡山市高齢者福祉課在宅支援係 担当：竹中

TEL：086-803-1230

FAX：086-803-1754

E-mail：koureishafukushika@city.okayama.lg.jp

実 施 地 区 一 覧

管轄の福祉事務所	中学校区・義務教育学校区	旧支所管轄の地区	備考
北区中央	中央		
	岡北		
	石井 (大野小学校区、三門 小学校区に限る)		
	桑田		
	吉備	○	
	岡輝		
	御南		
北区北	京山		
	中山	○	
	香和	○	
	高松	○	
	足守	○	
	御津	○	
中区	東山		
	高島		
	操山		
	操南		
	富山		
	竜操		
東区	旭東	○	
	上南	○	
	西大寺	○	
	山南	○	
	上道	○	
	瀬戸	○	
南区西	妹尾	○	
	福田	○	
	興除	○	
	藤田	○	
	灘崎	○	
南区南	福浜		
	芳泉		
	芳田		
	福南 (南輝小学校区に限る)		
	光南台	○	

興除・香和・上道・足守・瀬戸・光南台・灘崎・御津中学校区及び山南学園区における委託料の内容及び請求金額の算出方法について

興除・香和・上道・足守・瀬戸・光南台・灘崎・御津中学校区及び山南学園区（以下「周辺地域」という。）における委託料は、①固定年額と②1人1食あたり単価に分けて契約をする。それぞれの委託料の内容及び支払金額の算出方法は以下のとおり。

1. 委託料の内容

(1) 固定年額

人件費や管理費など、食数に関わらず周辺地域の事業実施体制の維持にかかる費用

(2) 1人1食あたり単価

水道光熱費、ガソリン代など食数に応じて変動する費用

※1人1食あたりの単価を定めて契約する。

2. 委託料の算出方法

(1) 委託料のうち、食数に関わらず必要となる固定年額については、別表1の地区毎に規定する固定費（年額）を配食があった月の翌月に一括で支払うものとする。

(2) 委託料のうち、食数に応じて変動する費用は月毎に支払うものとし、月々の委託料は次の計算式によって算出するものとする。

※1人1食あたり単価 240円程度（消費税及び地方消費税を含む）×配食数

3. 留意事項

(1) 委託料のうち、固定年額は、予算の範囲内において支払うため、今後の予算措置状況等により変更が生じる場合がある。

(2) 周辺地域での実施希望事業者数が別表1の実施事業者上限数（地区毎に予算の範囲内で市長が定める数）を上回る場合には、まごころ給食受託実績や調理可能数等により実施事業者の選定を行うため、実施地区の希望に沿えない場合がある。

別表 1

地区名	固定費（年額）(案)	実施事業者上限数
香和	63,000円	3
足守	400,000円	2
御津	525,500円	2
山南	149,100円	3
上道	177,900円	3
瀬戸	225,100円	3
興除	55,300円	4
灘崎	114,100円	3
光南台	120,100円	2

岡山市高齢者等配食サービス事業参加希望事業者説明会
参加申込書

申込日： 令和 年 月 日

岡山市高齢者等配食サービス事業参加希望事業者説明会への参加について、下記のとおり申し込みます。

開催日程	令和7年12月9日（火） 14：00～15：00	
事業者名		
所在地	〒 ー	
出席者名（役職） ※2名以下	()	
	()	
連絡先	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	